**はかりを使っていますか？**

*計量法により、商店や病院で****取引や証明に使用****されている*

***はかりや分銅・おもり****は、****２年に１回***

***定期的に検査を受ける****ことが義務付けられています。*

******

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査月日 | 検査時間 | 検査会場 |
| ９月１２日（木） | ９時３０分～１５時３０分 | 比内公民館 |
| ９月１３日（金） | ９時３０分～１１時３０分 | 田代公民館 |
| ９月１７日（火） | １３時３０分～１６時００分 | 大館市  北地区  コミュニティ  センター |
| ９月１８日（水） | ９時３０分～１６時００分 |
| ９月１９日（木） | ９時３０分～１６時００分 |
| ９月２０日（金） | ９時３０分～１５時００分 |
| ※１２：００から１３：００までは昼休みです。 | | |

**＜令和元年度　特定計量器定期検査日程のご案内＞**

受検希望の方は、７月３１日

までに「はかりの調査票」を

商工課に提出してください。

　〇検査を受けなければならないはかりの一例〇

・商店やスーパー等で食肉や惣菜などの商品の値付けに使用しているはかり

・医療機関や薬局等で使用している薬の調剤用のはかり

・学校や保育園、医療機関で健康診断などに使用している体重測定用のはかり

・工場や事業所等で原材料の購入や製品の販売のために使用しているはかり

・農協で農産物の集荷や出荷のために使用しているはかり

※ご注意ください！！※

検定証印・基準適合証印がない

はかりを取引や証明に使用する

ことはできません。

・直売所や市日等で料金算定や重さ表記のために使用しているはかり

・宅配便の荷物を量り、料金を決定するために使用するはかり　など

　×検査を受けなくてもよいはかりの一例×

・キッチンスケールやヘルスメーターなどの家庭用のはかり

※計量士による出張検査（代検査）を

ご希望の方はご相談ください。

・目安として使用するはかり　など

＜お問い合わせ先＞　大館市役所　産業部　商工課　商工係

〒０１７-０８９７　大館市字三ノ丸１３番地１９　電話４３－７０７１　ＦＡＸ４９－３１３３